議案第13号

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた 条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、 当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」とい う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

	正	後	改	正	前
(指定管理者による管理)					
第3条 知事は、地方自治	法第 244 条の 2	2第3項の規定に基づき、			
法人その他の団体であっ	て知事が指定す	「るもの(以下「指定管理			
者」という。)に、かに	っこ館に係る》	大に掲げる業務を行わせる			
ものとする。_					
(1) かにっこ館の水生	生物の飼育管理	型に関する業務			
(2) かにっこ館の施設	設備の維持管理	里に関する業務			
(3) 前2号に掲げるも	ののほか、かに	こっこ館の管理に関する業			
務のうち、知事のみの	権限に属する事	事務を除く業務			
(指定管理者の管理の期間)				
第4条 指定管理者が前条	に規定する業務	務を行う期間は、同条に規			

定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第5条 かにっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の 承認を得て定める。
- 2 かにっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を 得て定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知 事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及 び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(行為の制限等)

第6条 かにっこ館においては、次の行為をしてはならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者 が定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し

(行為の制限等)

第3条 かにっこ館においては、次の行為をしてはならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) その他知事が別に定める行為

に対しては、かにっこ館の利用を拒み、又はかにっこ館からの退 去を命ずることができる。 ては、かにっこ館の利用を拒み、又はかにっこ館からの退去を命 ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、かにっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、かにっこ館の館長に委任する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、かにっこ館の管理に<u>関する</u> 事項は、規則で定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及び新条例 第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の 施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の目前にされた改正前の鳥取県立とっとり賀露かにっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第3 条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例 第7条の規定による措置命令とみなす。